

機械警備仕様書

1 業務概要

- (1) 警備機器等の設置
- (2) 火災、盗難及び不良行為等の早期発見及び拡大防止
- (3) 事故確認時における現場急行、関係先への通報
- (4) 事故報告書の提出
- (5) 入館者のカウント、記録

2 警備時間

警備対象施設の職員等の帰宅時からの警戒開始から解除時まで

3 警備機器の機能

警報機器の機能は、次のとおりとする。

なお、設置は津市の承認を受けてから行うものとする。

- (1) 施設外部につながるドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能
- (2) 空間内における発熱体や赤外線の遮断等を感知して侵入者を感知する機能
- (3) (1)(2)で異常を感知した場合、侵入者の画像を記録する機能
- (4) 火災発生を感知する機能
- (5) 警報機器等の破壊、配線の切断等の異常を感知する機能
- (6) 職員が警備の開始、解除の操作を行う機能
- (7) 警備の開始・解除の操作履歴の記録及び、職員による記録閲覧が可能なシステムもしくは記録の提出
- (8) 監視センター等に異常等の信号を送信する機能
(指定管理者が所有する一般回線もしくはインターネット回線等を使用する)

4 警報受信時の措置

- (1) 異常事態の発生を感知した際
「三重県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に基づき、緊急要員を 25 分以内に現地に急行させ、事態の確認と拡大防止にあたるものとする。
- (2) 緊急要員による通報・報告
緊急要員は、あらかじめ定めた緊急連絡先への通報等と合わせて、必要に応じて 110 番、119 番等の通報を行うものとする。
- (3) 事故報告
事態収拾後の翌日までに警備報告書を提出することとする。

5 来館者カウントの機能

風除室（4 箇所）にカメラ等を設置し、入館者をカウントできるようにする。

併せて、管理ソフトウェアの管理画面等により、カウント数を確認したり、必要に応じて出力したりできるようにする。

6 警備機器等の設置・撤去

警備機器等（警備機器、来館者カウント等、本業務に際して設置する機器すべてを指す。以下同じ。）の設置に際しては、既存の機器等に影響を及ぼさないように設置すること。また、設置に際して必要な場合を除き、建築等を破損しないこと。

また、契約満了または解除により、警備機器等の撤去の必要が生じた際は、指定管理者の負担により確実に原状復帰を行うものとする。

7 警備機器等の保守

設置された警備装置等の機能を保全するため、適宜保守・点検を行うこと。

作動状況は常に確認し、劣化・故障等により、十分な警備ができないと判断される場合は、速やかに更新・修繕を行うこと。

8 鍵の預託

警備上必要な鍵等については、十分な注意をもって管理を行うものとする。万が一紛失した場合には速やかに津市に連絡し、指定管理者の負担により必要な措置（原状回復、鍵の取替等）を行うものとする。